

令和7年9月12日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	山口幸二	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	江上新治
議事係長	草場章徳
議事係員	川久保和幸
総務係員	笠原良子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長		松		政	
副	市	長		崎		和	
副	市	長		木		淳	
教	育	長		尾		雄	
総務	部	理	事	藤		明	
総務	部	理	長	織		二	
企画	部	理	事	尾		一	
企画	部	理	長	北		太	
営業	部			木		夫	
福利	祉	部	理	場		嗣	
福	祉	部	事	寄		子	
こども	教育	部	長	賀		郎	
こども	教育	部	事	口		未	
まちづくり	部	理	長	卷		寿	
まちづくり	部	理	事	弦		洋	
総務	課			山		代	
企画	政	策	課	古		一	
財政	政	課	長	小		友	
会計	管	理	長	柳		紀	
選舉	管理	委員會	事務	井		一	
監査	委員	事務	局長	中		実	
農業	委員會	事務	長	原		美	

---

議　　事　　日　　程　　第 6 号

9月12日（金）10時開議

日程第1	第48号議案	専決処分の承認について（令和7年度武雄市一般会計補正予算（第3回）） (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第2	第49号議案	武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 (質疑・総務常任委員会付託)
日程第3	第50号議案	武雄市議會議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (質疑・総務常任委員会付託)
日程第4	第51号議案	武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (質疑・総務常任委員会付託)
日程第5	第52号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例 (質疑・総務常任委員会付託)
日程第6	第53号議案	武雄市印鑑条例の一部を改正する条例 (質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第7	第54号議案	令和6年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第8	第55号議案	令和6年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第9	第56号議案	財産の取得について (質疑・福祉文教常任委員会)
日程第10	第57号議案	令和7年度武雄市一般会計補正予算（第5回） (質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第11	第58号議案	令和7年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回） (質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第12	第59号議案	令和7年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回） (質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第13	第60号議案	令和7年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回） (質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第14	第61号議案	令和7年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回） (質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第15	第62号議案	令和6年度武雄市一般会計決算認定について (補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託)
日程第16	第63号議案	令和6年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について (補足説明・質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第17	第64号議案	令和6年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について (補足説明・質疑・決算審査特別委員会付託)

日程第18	第65号議案	令和6年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について (補足説明・質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第19	第66号議案	令和6年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について (補足説明・質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第20	第67号議案	令和6年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定 について (補足説明・質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第21	第68号議案	令和6年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計決 算認定について (補足説明・質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第22	第69号議案	令和6年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について (補足説明・質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第23	第70号議案	令和6年度武雄市下水道事業会計決算認定について (補足説明・質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第24	第73号議案	令和7年度武雄市一般会計補正予算(第6回) (補足説明・質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第25	報告第9号	令和6年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率 の報告について (質疑)
日程第26	意見書第4号	外国人による国民健康保険料等の未納・滞納対策を求める 意見書(案) (趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託)

---

開 議 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。  
市長から提出されました第73号議案及び議員から提出されました意見書第4号を追加上  
程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

**日程第1 第48号議案**

日程第1. 第48号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第48号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議  
ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

## 日程第 2 第 49 号議案

日程第 2. 第 49 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 49 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

## 日程第 3 第 50 号議案

日程第 3. 第 50 号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 50 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

## 日程第 4 第 51 号議案

日程第 4. 第 51 号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 51 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

## 日程第 5 第 52 号議案

日程第 5. 第 52 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 52 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第6 第53号議案

日程第6. 第53号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第53号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第7 第54号議案

日程第7. 第54号議案 令和6年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第54号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第8 第55号議案

日程第8. 第55号議案 令和6年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第55号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第9 第56号議案

日程第9. 第56号議案 財産の取得についてを議題といたします。

第56号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

## 日程第 10 第 57 号議案

日程第 10. 第 57 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

第 57 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

12 番池田議員

### ○12 番（池田大生君）〔登壇〕

第 57 号議案についてですが、商工費、教育費の指定管理料の物価上昇に伴うスライド制を導入するということですが、これ、物価の上昇率とかそういうものに合わせてスライド制を導入されるということなのかと、その物価上昇に合わせてその金額を上積みする場合には、報告はしていただけのかと、あと、民生費の繰越明許費の中で 2 点、不測の時間を要し、年度内の完了が見込めないためとする理由が挙げられておりますが、不測の時間を要するの、その不測の時間というものが何なのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉川里己君）

野口こども教育部理事

### ○野口こども教育部理事〔登壇〕

教育費、社会教育費、図書館費の図書館・歴史資料館指定管理料についてお答えをいたします。

これにつきましては、令和 6 年度実績に基づき、人件費、その他の費用は各年 3.0% 増で積算をしております。ただし、図書館については、令和 5 年度の更新時に人件費のみ各年 1.5% 増で見込んでいたことから、令和 7 年度以降 1.5% 増で積算をしております。

毎年度の指定管理料につきましては、本年度は補正予算、来年度以降は当初予算のほうで計上させていただきます。

○議長（吉川里己君）

古賀こども教育部長

### ○古賀こども教育部長〔登壇〕

繰越明許費の概要の理由でございます。

不測の時間を要し、という部分だと思います。

これにつきましては、就学前教育・保育施設整備事業と放課後児童クラブ施設整備事業の部分というふうに伺っておりますけども、この部分につきましては、当初、年度内に予定しておりましたけども、設計等で時間を要したために、年度内に完了ができないということで、その分が不測の時間を要したという部分でございます。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

18番牟田議員

○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

すみません、1点だけ。小さいことですけども。

今度、補助金のやつで武雄市晴れ風アクション花火大会っていうものの補助金が出ています。

いろんな、武雄市内各地で花火やっているのですけども、何でこれだけ花火の補助が来たのか。どういう意義で、選択方法でやられているのかっていうのが、ちょっと、委員会が違うので委員会で詳しく聞けないので、ここでお伺いしているんですけども。

繰り返します。いろんなところで花火っていうのが、例えば武雄町、川良区、いろんなところであって中で、80万円、ここについたという理由。ほかのところは来ていなかつたのか。

そういうところをお伺いしたいと思います。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

おはようございます。お問合せの件でございますが、民間事業者のはうから補助金を寄附するということであっております。

今回、庁舎内におきまして、こういった事業がございますということで御案内をかけまして、各担当部署より3件の応募があつております。その中で採用のはうを選定した結果、各市町から1件ということでございましたので、1つに絞らせていただいて、募集のはうに、手を挙げさせていただいております。

また、県内から、複数の自治体からも申請があつております。

全てが通るわけではなく、県内では2か所の自治体のはうに交付されるということで決定したところでございます。

○議長（吉川里己君）

18番牟田議員

○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

いろんなところに案内をかけたっておっしゃったんですけども、案内というのは、今まで武雄市内でそういうことをやっていたところに案内をかけたんですか。

聞いたことがないんですよね。今、こうやって出て初めて知ったということで、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

各方面と言いますか、各担当部署、それぞれ関係している、例えば公民館とか、そういうところも含めまして、こういうのがございます、手を挙げられませんかということで案内をさせていただいたところでございます。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 11 第 58 号議案

日程第 11. 第 58 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 58 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 第 59 号議案

日程第 12. 第 59 号議案 令和 7 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 59 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 60 号議案

日程第 13. 第 60 号議案 令和 7 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 60 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 61 号議案

日程第 14. 第 61 号議案 令和 7 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 61 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

### 日程第 15～第 23 第 62 号議案～第 70 号議案

日程第 15. 第 62 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 23. 第 70 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの以上 9 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。田中会計管理者

#### ○田中会計管理者〔登壇〕

おはようございます。それでは、第 62 号議案から第 70 号議案までの令和 6 年度武雄市一般会計、特別会計、企業会計の決算認定について御説明いたします。

第 62 号議案の一般会計と第 63 号議案から第 68 号議案までの特別会計につきましては、1 冊の決算書となっております。

歳入歳出決算書の 4 ページ、5 ページをお開きください。総括表の一番下の各会計の合計では、予算現額 704 億 1,074 万 4,000 円に対し、収入済額 673 億 7,103 万 3,776 円、支出済額 648 億 6,577 万 7,705 円で、歳入歳出差引額は 25 億 525 万 6,071 円となっております。5 ページの一番右側の欄に記載しております各会計の歳入歳出差引額は、プラスまたはゼロとなっております。10 ページから 65 ページに第 62 号議案から第 68 号議案までの決算書を、70 ページから 341 ページに事項別明細書を掲載しております。346 ページ、347 ページに実質収支に関する調書を掲載しております。実質収支の状況は、プラスまたはゼロとなっております。352 ページ以降に財産に関する調書及び基金運用状況報告書を掲載しております。なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書は別冊となっております。

企業会計につきましては、第 69 号議案で工業用水道事業会計を、第 70 号議案で下水道事業会計の決算認定となっております。いずれも、7 ページに収益的収入及び支出に関するもの、8 ページに資本的収入及び支出に関する決算報告書を掲載しております。9 ページ以降に財務諸表をそれぞれ掲載をしております。

以上、第 62 号議案から第 70 号議案までの令和 6 年度一般会計、特別会計、企業会計、決算認定についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（吉川里己君）

これより質疑を行います。

質疑は区分して行います。

まず、第 62 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉川里己君）

質疑をとどめます。

次に、第 63 号議案から第 70 号議案までの以上 8 議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉川里己君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 62 号議案から第 70 号議案までの以上 9 議案は、議長及び監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第 62 号議案から第 70 号議案までの以上 9 議案は、決算審査特別委員会を設置し、付託することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長につきましては、武雄市議会申し合わせ事項により、委員長に松尾副議長、副委員長に石橋議会運営委員長にお願いをいたします。

#### 日程第 24 第 73 号議案

日程第 24. 第 73 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。後藤総務部長

○後藤総務部長〔登壇〕

おはようございます。第 73 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、まず「大学連携事業」について、武雄アジア大学の開学を契機に、地域、企業、小中学校などと大学をつなぐ役割を担う地域おこし協力隊を導入し、人口減少等の地域課題解決や地域活性化を図るものです。

次に「袴野地区地すべり対策事業」について、令和 7 年 8 月 6 日に（仮称）新武雄工業団地の隣接地においてのり面の表層で一部崩壊していることが確認されたため、早急に対策工事を行うものです。

補正予算書の 2 ページを御覧ください。第 1 条の歳入歳出予算の補正是、歳入歳出にそれ

ぞれ 7,168 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 314 億 4,790 万 8,000 円とするものでございます。

まず、歳出について御説明します。予算説明書の 12 ページを御覧ください。2 款 2 項 1 目. 企画総務費では「大学連携事業」に係る経費として、旅費 7 万円、役務費 11 万円及び委託料 50 万円の計 68 万円を計上しております。また「袴野地区地すべり対策事業」に係る経費として、工事請負費 7,100 万円を計上しております。

次に、歳入について御説明します。予算説明書の 11 ページを御覧ください。11 款. 地方交付税では「大学連携事業」に係る財源措置として特別交付税に 68 万円を計上しております。22 款. 市債では「袴野地区地すべり対策事業」に係る地方債の借入れとして、7,100 万円を計上しております。

補正予算書の 2 ページを御覧ください。第 2 条の継続費の補正は「袴野地区地すべり対策事業」に係る継続費の総額、年度及び年割額を変更するものでございます。第 3 条の地方債の補正は「袴野地区地すべり対策事業」に係る起債の限度額を変更するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第 73 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

8 番豊村議員

○8 番（豊村貴司君）〔登壇〕

この中の企画総務費の大学連携事業の部分ですけれども、地域おこし協力隊を導入し、ということで、今回、ちょっとこれが出てきたので質問なのですが、導入し、ということは、新たに地域おこし協力隊の隊員さんを設置されるということでしょうか。それと、この 68 万円というのが、例えばその導入をされたときに、何か月分というか、その辺のイメージがちょっと分からないので、その点お願いします。

それと、今回こうやって地域おこし協力隊さんを導入されることで、これは交付税措置だと思うんですが、それ以外にかかるてくるような、市の支出になるようなことはないかという部分と、地域と大学を結ぶという部分で、両方の視点はあると思うんですが、もちろん、大学側の企業努力での行動という部分も必要と思うんですが、今回こういう形で上げられているということは、市としてもこういうふうな形での設置をして取り組んでいくことが必要というふうに考えてのことだったのかというところを伺いたいと思います。

○議長（吉川里己君）

松尾企画部長

○松尾企画部長〔登壇〕

おはようございます。今回、予算をお願いしている地域おこし協力隊ですけれども、こち

らについては新規の地域おこし協力隊となります。

予算につきましては、委託費として、報償費が 29 万円、活動費として 21 万円、計 50 万円。募集経費として、旅費と募集サイト掲載費 11 万円となっています。採用に当たりましては、予算が認可された後、10 月から募集を開始いたしまして、1 月に面談等を行い、3 月に隊員として活動をしてもらうことになります。こちらにつきましては、地域おこし協力隊の目的としては、大学をいかに武雄市の商工業や地域で生かすか、その考えの下、大学と事業者、地域等を結ぶ活動をしてもらう予定です。大学を生かしたまちづくりの経験のある方や、大学ではなくても、企業活動の中でまちづくりを経験した方、あとは、そういう活動に意欲や思いを強く持っている方、そのような方に事業を委託したいと考えております。

地域おこし協力隊委任の関係につきましては、これ以外の市の単費はございません。すみません、地域おこし協力隊につきましては、3 月から最高 3 年までという形になっております。今回は今年度の支出をお願いしているものであります。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

袴野地区地すべり対策事業の部分で質疑をさせていただきます。

この袴野地区地すべり対策事業ということですが、場所として、新工業団地のところですね。災害復旧をして、これを前に進めていくというのは理解はしております。しかしながら、これまで、私の計算が間違っていれば後で御指摘をいただきたいと思いますが、工業団地造成費用から地すべり対策費を、これまで 52 億 8,745 万円（256 ページで訂正）ほどかかっているんですね。これ、事業費として、これまで、これだけを費やしてきたいるんだから、一般質問の答弁では、分譲開始の見通しがまだ立っていないはずですよね。立っていないということでしたよね。これ、この計画がどうなっていくのか、そして、分譲開始がいつ頃になってくるのか、今回の予算を上げるにしても、そういうのをしっかりと示していただきたいと。

その辺をちょっとお尋ねを、今後の計画等について、スケジュール含めてそれを示すことができないのかお尋ねします。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

今回、地滑りが起こったということで、改めまして補正予算をお願いしているところでございます。今回の工事につきまして、幾つかのパターンで対策工事を考えているところでございますが、どの工法でいくというのがまだ確定をしておりません。

予算額につきましては、最大値となる工法でお願いをしているところでございますが、そういう形で、対策工法によっては工期等も変わってくる可能性がございます。

したがいまして、今の段階では、具体的な見通しにつきましてはお示しすることができません。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

まだ工法も決まっていないということで、今回の地滑りがあつて、今後、地質調査等を含めて、またさらなる予算の提案が発生するのかしないのか、その辺はいかがですか。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

現段階では、これ以上の予算要望は考えていないところです。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

分譲に向けてこれを進めていくという認識でよろしいですか。最後です。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

はい。議員おっしゃられるとおり、分譲開始に向けて進めていくことで間違いございません。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

大学の連携のところですけれども、地域との連携ということで、地域活性化ということで武雄市が予算を組むという、これ、一定の理解はできるのですけれども。

一面、開学の補助金として13億円を出して、運営についてはもう一切出さないという、考え方としてはそうだと思うんですけれども、これ、連携というのは、学生確保、大学から見ると、学生確保のための費用という見方もできるかと思うんですけれども、今後のこともありますし、そういう連携についての費用負担の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（吉川里己君）

松尾企画部長

○松尾企画部長〔登壇〕

今回の予算のお願いにつきましては、目的が、大学をいかに武雄市の商工事業者や地域で生かすか、その考えの下、大学と事業者、地域等を結ぶ活動をしてもらう予定でございます。今までお話ししたように、運営費についての予算を要求することはありませんけれども、地域として、武雄市として、地域の活性化につながるような連携事業なり、そういう予算については今後もお願いしていくことになるかと思います。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

答弁そのものは理解はできるのですけれども、これは捉え方だと思うんですよね。大学からすると、それをやってもらうことで学生確保の経費が節約できるというような面も多分にあるかと思います。そういう面で、今後、連携していく上での、やっぱり考え方というのは明確にしておいてほしいなと思いますので、そういうものを、ちょっと、再度あれば。武雄市側からすれば、今、言ったような答弁になるのは理解はできますけれど、もう一面、大学側からすると、やはり連携していくことによって学生確保に対する経費を武雄市に持つてもらうような形にもなると思うんですよね。その考え方についてどう整理するのか。

やはり今後のこともあるので、ずっと連携、連携といって、運営には出さないと言いながら、連携で出しますと、また出しますというような、ちょっと、最初ですので、最初が肝腎かと思うので、しっかり考え方を整理していただきたいと思うのですが、もし、今の時点で伺えれば答弁お願いします。

○議長（吉川里己君）

松尾企画部長

○松尾企画部長〔登壇〕

先ほど答弁いたしましたように、地域の、武雄市にとっての、地域の活性化につながるような予算については、今回もこの武雄アジア大学をいかに生かすかというのが大事かと思っております。

予算につきましては、この議会において議員の皆様にしっかりと御協議していただきたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

## 日程第 25 報告第 9 号

日程第 25. 報告第 9 号 令和 6 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

## 日程第 26 意見書第 4 号

日程第 26. 意見書第 4 号 外国人による国民健康保険料等の未納・滞納対策を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。7 番朝長議員

○7 番（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。では、意見書第 4 号 外国人による国民健康保険料等の未納・滞納対策を求める意見書（案）について御説明をさせていただきます。

まずは読み上げさせていただきます。

我が国の国民皆保険制度は、国民が支え合い、公平に負担することで成り立っている。しかし、近年、外国人世帯における国民健康保険料や住民税の未納・滞納が深刻な問題となっている。

産経新聞、令和 6 年 8 月 19 日付の報道によれば、政府内部資料に基づく令和 5 年 11 月末時点の 7 自治体についての調査で、ある自治体の国民健康保険料の滞納率が日本人世帯で約 9 % であるのに対し、外国人世帯では約 28 %、永住者世帯では約 29 % にものぼっている。住民税の滞納率についても、日本人世帯の約 4 % に対し、外国人世帯では約 20 % に達しているとの報告がなされている。これは、国民皆保険制度や地方財政の持続可能性を揺るがす重大な問題である。

さらに、厚生労働省の調査によれば、医療機関の 54.3 % が外国人患者を受け入れ、そのうち 18.3 % の病院で未収金が発生し、中には 1 件当たり 1,800 万円を超える事例も確認されている。これらは、医療機関の経営や地域医療体制に深刻な影響を及ぼしかねない。

先進諸国においても、移民受入れに伴う財政、社会コストの増大を背景に、政策転換が進められている。米国では受入制限を強化し、欧州諸国も移民政策の見直しを進めている。制度上の規定や支払要件に不備があるまま放置すると、国民の負担増や制度崩壊を招きかねない。

よって、国におかれでは、次の事項を早急に実施するよう強く求める。

1、外国人による国民健康保険料、住民税の納付状況を全国的に調査、公表し、実態を明

らかにすること。

2、未納・滞納が確認された場合の資格制限や更新要件を厳格化するなど、制度の実効性を確保すること。

3、外国人の医療費未払い対策として、入国時の保証金制度や保険加入要件を検討すること。

4、国民皆保険制度の持続可能性を守る観点から、外国人受入れ拡大に伴う財政負担を正確に試算し、 국민に説明すること。

という内容になっております。

補足としましては、この意見書に書かれている内容の、問題の大きな要因としては、日本の税金や社会保障の制度というのが、場合によっては、逃げ得とか、さらに言えば、制度の隙について悪用されるような可能性があつて、実際にそういった事例も散見されていると。

そして、外国人の場合は、住民税などを未納のまま母国に帰ってしまわれると、もう、その時点で請求そのものができなくなるなどの報道もなされていて、不公平感を助長して、感情的なあつれきを生む可能性もあるということで、国際化が進む中で、まず、国益を守るために早急な現状の調査と対策が必要と考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（吉川里己君）

意見書第4号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

9番上田議員

○9番（上田雄一君）〔登壇〕

つらつらと読んでいただきて、ありがとうございました。

上から2行目のところにある、まず、外国人世帯における国民健康保険料や住民税の未納・滞納が深刻な問題ということを書いてあるんですけれども、武雄市の状況というのはどういうふうに把握されて、この意見書を出されているのかがまず1点目。

それから、5行目ですかね。ある自治体の国民健康保険料の滞納率が、という、つらつら書いてあるのですけど、こういう公文書で、ある自治体とかって、通常、あんまり見らんとかなって。どこどこのどういう、何というところの自治体というふうな記載が、大体、通常じやないかなって何となく思うんですけど、その、ある自治体はどこなのかというのを教えてください。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

ありがとうございます。

まず1点目、武雄市の状況は今回の一般質問でも取り上げましたけれども、武雄市に住んでおられるということで、外国人も日本人も同じ扱いということで区別した集計はされていないということで、現状は把握できていないと、武雄市の場合はですね。

それで、あと、ある自治体ということについての指摘ですけれども、これは産経新聞が政府の内部資料を取り寄せて調査した結果を公表されているもので、その内部資料自体は手元に取り寄せるることはできませんでした。ということで、この7つの自治体をピックアップして調査されているということで、その中のどの自治体かは明確には分かりません。ということで、その中にこういう自治体があるということで記載をしております。

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

18番牟田議員

○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

大変興味深く意見書の内容を見ております。その中で、日本人世帯、外国人世帯という表現があります。日本人世帯というのは純日本人、言い方悪いんですけど、帰化を含めて——帰化したらもう日本人になりますから。帰化を含めない純日本人で日本人世帯といっているのか、外国人世帯というのはどういうふうな、その定義というのを教えていただければと思います。帰化されて、外国籍ということはないですから、帰化されたら。そういうふうなことで、例えば一時労働で来ている世帯とか、そういうふうな、違いますよね。だから、そこら辺のところの違いを、例えば日本人世帯といっても、日本に帰化された方もいらっしゃるかもしれません。

外国人世帯ということで、世帯という言い方ですから、そういう労働で来ている、学校で来ている、そういうふうな、その定義のほうを教えていただきたいと思います。その9%、28%というのがありますので、その辺のところをきちんと分かって判断したいと思います。それと、先ほど上田議員も言わわれたように、ある自治体というのは、例えば、ひどいところをピックアップしているかもしれないです。この辺分かれば早急に教えていただければと思います。

分かったですかね。

〔7番「自治体の名前ですか」〕

はい。例えば、ある自治体という表現は、やはりひどいところをピックアップしてというのがあるんですね。ですから、そういうのを、我々、変に先入観持たないように、きちんとした平均値のやつを出していただければと思います。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

まず、外国人、日本人世帯の定義についてですけれども、帰化された日本国籍の方は日本人の世帯ということで、同じ世帯でも、外国人の方と日本の方が1つの世帯にいらっしゃるということもあると思いますので、そういったのは分けて。また、外国籍のまま永住されている方は外国人世帯という分類になっております。

あとは、自治体、産経新聞の記事の7自治体についてですけれども、これが政府内部資料には書いてあったのかもしれませんけれども、この内部資料自体がちょっと入手ができなかったということで、自治体の名前自体は把握できておりません。ある自治体というのも、どこかというのは。

○議長（吉川里己君）

18番牟田議員

○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

ありがとうございます。

外国人世帯というのは、例えばワーキングで来ている人、仕事で来ている方も、日本に今、来ているから、こういうことで、何か月以上は国保を払ったら使えるという権利が来ると思います。だから、外国人世帯というのは、先ほど定住されている方と言われましたよね。（「永住」と呼ぶ者あり）永住されている方という認識でいいんですか。ほかにも、さっき言ったように、何か月払えばその権利は取れますから。学生でも、来た人の家族もですね。だから、そこら辺をもう永住ということで特定していいんですね。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

とにかく、日本国籍を持たない方で、国民健康保険に加入されている方ということですね。外国人世帯。

[18番「永住ってさっきおっしゃったから。分けてはいないんですか。はい」]

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

先に池田議員が手を挙げられとったから。議長よろしくお願ひします。

私は今朝来て、意見書（案）を見たわけですが。今、幾つかの意見が出たところですが、私はこの意見書（案）には、まず、賛成、反対を思ったら、反対です。まずそれを申し上げ

たいと思います。

その第一の理由は、国保問題。一般質問でも取り上げた——。

○議長（吉川里己君）

発言者に申し上げます。

質疑をお願いいたします。

○20番（江原一雄君）（続）

だから質疑です。

外国人による、この意見書（案）の表題です。私は、これ「外国人による」という文言については、私は削除すべきだということを申し上げたいのですが、提案者としていかがですか。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

やはり国家という言葉があるように、国というのは国民を家族としてみなす。そういった一面があると思っています。そして、例えば家と家であれば、自分の家の子供が隣の家にお世話になって、例えば、けがしたりしたら、やはりそれは所属している家の方が責任を持つというのは基本であろうと思います。それで、日本国民での日本政府が当然、最後の最後まで面倒を見ると。もし、外国籍であれば、その国籍を置いている国があるわけですから、その母国との調整等も必要だと思いますので、そういった政府としての政策を求めている、制度設計等も求めていくということで「外国人」というのをあえてつけております。

以上です。

○議長（吉川里己君）

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

説明、答弁がありましたように、私は一般論として、意見書を掲載されているわけですが、武雄市内の実態については、一般質問のやり取りの中でも資料は出てきませんでした。ですから、先ほど言いましたように、これ、意見書（案）については、意見書（案）として賛成が出て、提案されているわけでございますので、本質論から言って、武雄市内の問題として、私は出してほしいと思いますので、先ほど外国人の問題は削除すべきだと言いましたけれども。あくまでも中身の問題については、先ほど最初に言いましたけど、武雄市内の問題について意見書として国に上げるべきではないかと。それについて見解をお尋ねします。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

そこは見解の相違かと思います。やはり政府として国に対して要望を出すということは、國家の問題として私は意見書を出したいということで提案させていただいております。  
以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

12番 池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

表題にあるとおり「外国人による」という言葉がますありますよね。説明の中では外国人、日本人を同じ扱いにするという答弁ありましたよね。答弁されましたよね。それを同じ扱いにするというんだったら、外国人だけになぜ絞られたのかということと、未納・滞納が深刻な問題になっているということで、これは外国人だけを全国的に調査、公表し実態を明らかにする、外国人だけ求めていくというのは公平性に欠けるんじゃないかなという点と。それと、未納・滞納を解決するためには、制度の新たな設計、もしくは改定ですね、これが先なんじやないかなと思うんですが、その辺の見解をお尋ねさせていただきたいのと。

もう一点が、この「深刻化している」の、この深刻度ですね、深刻度。この辺を御説明いただきたいと思います。

○議長（吉川里己君）

7番 朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

繰り返しになるかもしれませんけれども、やはり区別ですよね。例えば一般質問でもちよつとお話ししましたけれども、いよいよ日本が、例えば戦争に巻き込まれたと。そんな危機的な状況になったときは、外国人を保護して母国に帰ってもらうような、巻き込まれないような、そんな措置が必要であって、日本人は日本人として国に残らなきやいけないわけです。そういった、国として国民を守ると。外国人の方は、やはり日本に来て仕事をされるにしても、やはりその時点でちゃんと生活できるだけの資金的な余力があるかとかそういうのを審査した上で、やはり入国を許可しているわけですよ。そういうのが、一度入国してしまったら、もうあとはチェックせずに生活保護をもらうようになったりというようなことで日本の国益に影響を与えていたりということで、区別が必要だということです。それで、外国人だけというか、日本人と外国人を区別する必要があるということです。今、ごっちゃにされているのですね。

さつき、一般質問でも、特別必要性がないから区別して統計をしていないと。だから、その区別する必要があるでしょうということを全国的に、これはたまたま区別して集計しているところをサンプリングで調査されているわけですね。なので、それを政府が主導して、現状把握から、まず進めるべきだということです。

あと、もう一点、何でしたっけ。

〔12番「制度設計の見直しと改定が先じゃないですかって〕

その制度設計をするためにも、まず現状把握が必要でしょうということで、国家間の問題が出てくるので、入国時の審査等、それを考えるためにも、まず、現状把握というのがまず先にあるべきだと思います。その上で制度設計をしていくと、国益を損なわないようにですね。

あと深刻というのは、もう、そのサンプリングといいますか、その調査が出ている範囲で、やはり医療機関の問題ありますけれども、医療費の未納が1,000万円を超えるような事例まで出ているということで、これを深刻という明確な基準があるとは思いませんけれども、やはり言葉の問題とか、あとは、もう未払いのまま帰国されたりとか、そういうので取り損ないというのが実際に起きているということで、これは、もう早めに手を打たないとさらに深刻な状況になっていくということで取り上げております。

以上です。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

今の答弁の中で、戦争に巻き込まれるという言葉がありました。これは、戦争に巻き込まれないような外交を、私は、ぜひ求めたいと思っています。その中で言われた、巻き込まれた場合に、日本人を守るために帰国を促すと言われましたよね。

〔7番「逆です、逆。外国人が日本の戦争に巻き込まれないように速やかに帰国してもらうような措置をしなきゃいけないということです〕

巻き込まれない……

〔7番「外国人が日本の戦争に巻き込まれないように、外国人の安全を守るためにですよ。今、逆でした〕

逆ですね。じゃあ、考え方として、その場合に日本に残っておられる外国人を公平公正に守るという考え方をお持ちですか。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

逆の立場で考えると、イラン・イラク戦争のときを思い出してもらえると分かると思うのですけれども、イラクが航空機の出入りを、国境を越えて航空機が入ったら全て打ち落とすみたいなことを言って、それで、各政府が飛行機を飛ばして自分の国の国民を全部迎えにいきましたよね。それと一緒にですよ。各政府が、その自分の国民に対して責任を持つ。それが国際的な標準で、日本は逆に自衛隊を派遣することができませんでしたけれども。

ちょっと話がそれましたけど、そうやって、自分の国民を政府が守るというお互いのルールを徹底、きちんと整理するということが必要だと思います。当然、それができなかつた人を保護しなくていいとは思いません。

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

意見書第4号は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 10時56分

